

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務  
プロポーザル（企画提案競技）実施要領（案）

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会

1. 業務概要

- (1) 実施主体 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会
- (2) 業務名 宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務  
総合連携計画及び総合事業計画の策定業務  
(平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業)
- (3) 業務内容 別紙、仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成22年3月31日（水曜日）
- (5) 業務規模 6,000,000円以内（予定価格ではない）
- (6) その他 平成21年度中に本協議会が策定した総合連携計画は、宇陀市に対して提言し、最終的には宇陀市長が総合連携計画を決定します。  
また、総合事業計画案については、本協議会が国土交通省に認定申請を行います。  
なお、当該業務は、平成21年3月に開催予定されている宇陀市地域公共交通活性化再生協議会において予算が、承認された場合に実施することになりますので、ご了解ください。

2. 選定方針

- (1) プロポーザルの実施にあたっては、宇陀市の実施手順を準用し、公平かつ適正に業者選定を行う。
- (2) 選定は、本協議会内にプロポーザルを審査する委員会を設置し、提出書類（企画提案書及び見積書等）の内容、また、ヒアリング審査を実施したうえで総合的に評価し、選定基準において高得点を獲得した提案者と委託契約を締結する。

3. 審査委員会の設置

- (1) 本協議会内に企画提案者の提案書等を評価するため、プロポーザル業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - ア 企画提案書及び見積書等の評価
  - イ 委託事業者の決定
  - ウ その他、委託事業者選定の実施に関して必要と認める事項
- (3) 審査委員は、本協議会の委員から会長が指名する5名の委員をもって組織する。

#### 4. 参加資格及び技術者要件

(1) 参加資格は次のとおりとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- イ 平成20年度宇陀市競争入札参加資格を有すること。(宇陀市入札事業登録事業者「コンサルタント業務」)
- ウ 公告日から提出期日までの日において指名停止を受けていないこと。
- エ 地域公共交通施策に係る法務及び財務、その他に関する知識を有していること。
- オ 平成20年度以降、生活交通関連計画策定業務の受託者として実績があること。
- カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 配置予定の管理技術者の必要要件は次のとおりとする。

- ア 技術士(建設部門)「都市計画」及び「地方計画」または、「道路」の資格を有すること。
- イ 交通計画または都市計画等の関連分野における業務経験が15年以上であること。
- ウ 公共交通に関する交通計画の調査・検討等の業務実績を1件以上有すること。  
**管理技術者は、本協議会の会議に参加し、アドバイザー的な役割を果たすこと。**

#### 5. 参加資格の喪失

次のいずれかに該当することとなったときは、対象業務のプロポーザルに参加することができない。

- (1) 上記4の参加資格及び技術者要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。

#### 6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届 1部(様式1)
- イ 企画提案書(詳細は(4)書式を参照) 10部
- ウ 見積書:[本書1部と写し10部] 11部(様式2)  
内訳書については、別紙でも可
- エ 配置技術者の経歴及び業務執行体制届 1部(様式3)
- オ 類似業務の履行実績調書(様式の指定なし) 1部
- カ 会社概要(パンフレット可) 10部

(2) 提出方法

- ア 提出期日 平成21年2月16日(月曜日)正午必着  
(但し、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)  
郵送でも可とするが、提出期日の正午必着とする。

イ 提出先 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会事務局  
(宇陀市役所総務部企画課内) 担当者:増田、岸田  
〒633-0292  
奈良県宇陀市榛原区下井足17番地の3

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、次の内容を記述すること

- ア 基本的な考え方(コンセプト)
- イ 進行管理計画(スケジュール)
- ウ 実施方法(ニーズ調査及び把握、データ分析・データ活用方法)
- エ 市民合意形成と利用促進
- オ その他独自の提案事項

(4) 書式

- ア 用紙サイズはA4判とし、縦左綴じとする。(A3判はA4サイズに折り込む)
- イ 文字は、明朝体で11ポイント以上とする。(但し、図表等はこの限りでない)
- ウ 頁数は、表紙等を除き、本文16ページ以内とする。(A3判は、2頁とする)

(5) その他

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 提出書類の作成及び提出に要する費用については、提出者の負担とする。
- ウ 提出書類は、委託業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 見積書は業務ごとに歩掛等明細を示すこと。
- オ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認めない。また、配置予定の管理技術者の変更は出来ない。  
但し、病休、退職等やむを得ない理由による場合は、同等以上の管理技術者に変更できるものとするが、本協議会の会長の了解を得なければならない。

7. ヒアリング審査会

- ア 実施日 平成21年2月19日(木曜日)
- イ 時間 1社約30分(説明15~20分、質疑15~10分程度を想定)  
順次個別に行う。  
開始時間、場所等については、別途通知する。
- ウ 出席者 総括責任者(配置予定の管理技術者)を含む最大3名とする。
- エ その他 プロジェクター及びスクリーン使用可  
提出書類のみを使用するものとし、追加資料等の持ち込みは禁止する。  
プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意します。

## 8. ヒアリング選定基準等

### (1) 選定基準

企画提案書及び見積書については、審査委員会が選定基準により評価・採点し、高得点を獲得した者を特定する。

選定結果については、評価・特定後に決定業者のみに連絡する。

通知予定日：平成21年2月20日（金曜日）

評価項目		評価ウエイト
企画提案	条件との整合性 実現性、独創性	20
	基礎資料の収集、分析方法 意見の集約、反映方法	20
	業務量の把握（作業スケジュール）	10
	説得力、取組意欲	20
執行体制	バックアップ体制 担当者の能力、経験等	10
業務実績	類似業務の実績	10
見積り額	予算の範囲、妥当性	10
合 計		100

### (2) 失格要件

次の場合には、審査委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出期限内に提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ その他、審査委員会で不相当と認められた場合

## 9. 参考資料の配布

### (1) 別紙、資料のとおり（スケジュール表等）

### (2) 質問及び回答

ア 平成21年2月6日（金曜日）までに質問書（様式4）で下記のEメール宛てに提出すること。

イ 回答については、平成21年2月10日（火曜日）までに、全ての参加者にEメールにて送付する。

連絡先 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会事務局 (宇陀市役所総務部企画課内) 電話：0745-82-1362 FAX：0745-82-3900 Eメール：kikaku@city.uda.lg.jp
---

( 3 ) 配布した参考資料は、本協議会の了解なく公表、使用することができない。

10 . 支払条件

委託業務の支払いは、完了払いとする。

支払い予定日は、国からの補助金交付を受けた後とする。

11 . その他

ア 業務の契約金額については、決定業者が提出した見積金額を基に、本協議会の業務規模の範囲内で交渉を行い締結する。

( 様式 1 )

## 企画提案書提出届

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会  
会長 前田 禎郎 様

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務プロポーザル(企画提案競技)実施要領に基づき、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

( 様式 2 )

## 見 積 書

平成 年 月 日

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会  
会長 前 田 禎 郎 様

住 所  
事業者名  
代表者名

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務プロポーザル(企画提案競技)実施要  
領に基づき、下記のとおり見積します。

記

円 (消費税込)

---

( 様式 3 )

## 配置技術者の経歴及び業務執行体制届

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会  
会長 前田 禎 郎 様

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務プロポーザル(企画提案競技)実施要領に基づき、配置技術者の経歴及び業務執行体制届を提出します。

事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

役 割	ふり がな 氏 名	年 齢	資格及び業務経験	交通計画の業務実績
管理技術者			都市計画・地方計画・道路 (資格名： _____ ) 経験年数 _____ 年	実績業務名： ( _____ ) 他 _____ 件
			都市計画・地方計画・道路 (資格名： _____ ) 経験年数 _____ 年	実績業務名： ( _____ ) 他 _____ 件
			都市計画・地方計画・道路 (資格名： _____ ) 経験年数 _____ 年	実績業務名： ( _____ ) 他 _____ 件
			都市計画・地方計画・道路 (資格名： _____ ) 経験年数 _____ 年	実績業務名： ( _____ ) 他 _____ 件
			都市計画・地方計画・道路 (資格名： _____ ) 経験年数 _____ 年	実績業務名： ( _____ ) 他 _____ 件

注意) 本要領の「4. 参加資格及び技術者要件」(2)の要件を満たすこと。

ア 技術士(建設部門)「都市計画」及び「地方計画」または、「道路」の資格を有すること。

イ 交通計画または都市計画等の関連分野における業務経験が15年以上であること。

ウ 公共交通に関する交通計画の調査・検討等の業務実績を1件以上有すること。



( 様式 4 )

## 質 問 書 ( 回答書 )

質問日：平成 年 月 日

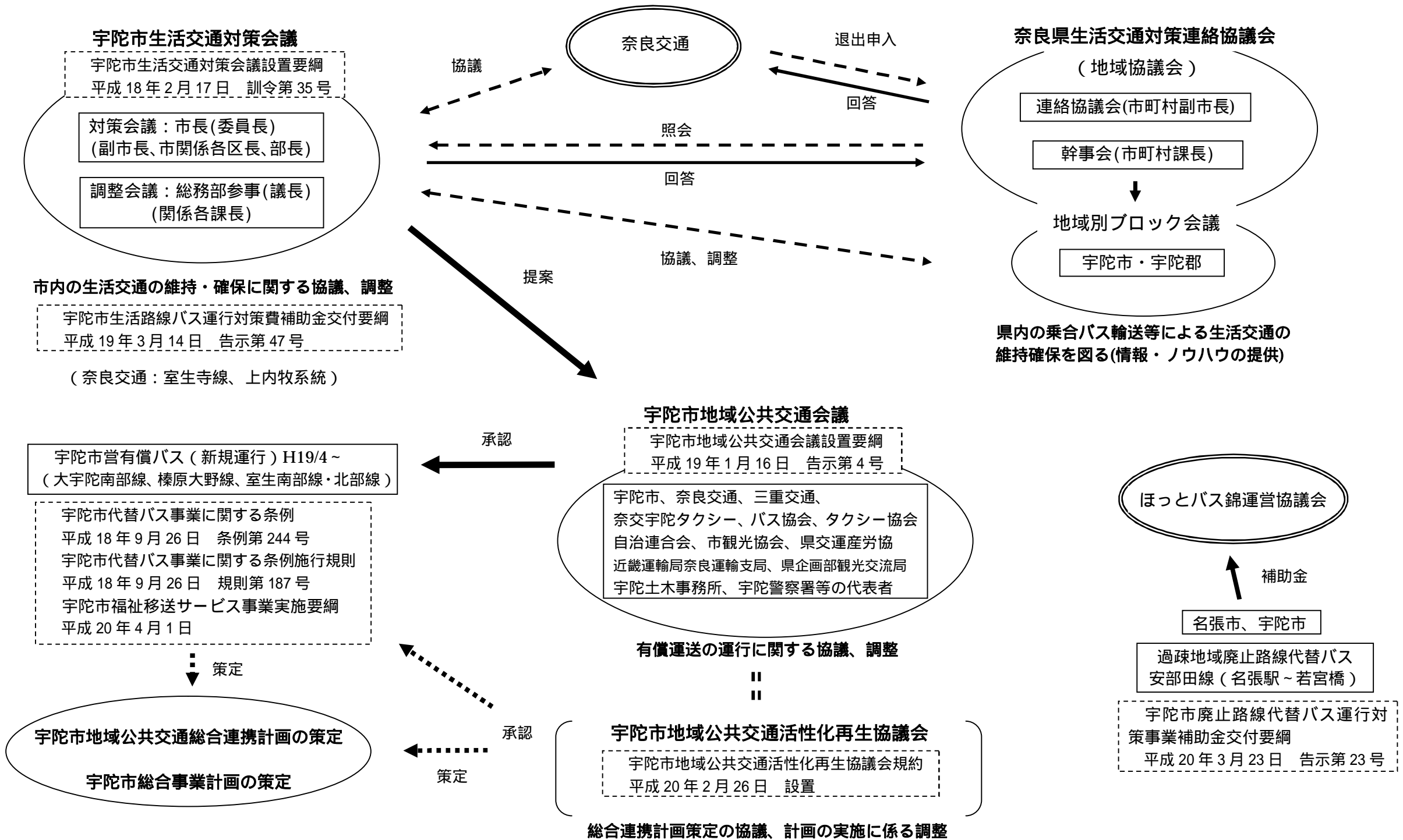
事業者名	
所属・担当者	
電 話	( )
F A X	( )
E-mail	
質問内容	
回答内容	

## 資料

宇陀市地域公共交通総合連携計画及び  
総合事業計画策定スケジュール（案）

平成21年 4月	業務委託契約 (業務スタート)	
5月		
6月		
7月	第1回専門部会、分科会 第4回地域公共交通活性化再生協議会 ・総合連携計画素案の提案及び検討 (「総合連携計画素案」作成)	
8月		地域との調整
9月		
10月	第2回専門部会、分科会 第5回地域公共交通活性化再生協議会 ・総合連携計画の検討 ・総合事業計画素案の提案及び検討 (「総合事業計画素案」作成)	総合連携計画に基づいた事業の準備作業
11月		
12月		
平成22年 1月		
2月	第3回専門部会、分科会 第6回地域公共交通活性化再生協議会 ・総合連携計画及び総合事業計画の承認	
3月	近畿運輸局への提出 ・総合連携計画の認定申請(宇陀市) ・総合事業計画の認定申請(協議会)	

### 生活交通の協議に関する組織機構について



## 地域公共交通の協議に関する組織機構について（案）

